

広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県未来チャレンジ資金貸付規則（平成二十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「県内に本店を有する会社」の下に「、県内に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人」を、「県外に本店を有する会社」の下に「県外に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人若しくは」を、「支店」の下に「事務所」を、「（県内に本店）」の下に「主たる事務所」を加える。

別記様式第一号中

申請者	住所	(TEL:)		
	氏名	年月日生	性別	
会社に勤務している場合 勤務先		(名称) (住所)		

を

申請者	住所	(電話:) (携帯電話:) (電子メールアドレス:)		
	氏名	年月日生	性別	
会社に勤務している場合 勤務先		(名称) (住所)		

に、

- 「注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
3 県内企業等とは、広島県未来チャレンジ資金貸付規則第3条第2号に規定するものをいう。
4 希望貸付額の欄には、入学金、授業料、入学時に転居した場合の住居の賃借料の額及び合計額（ただし、1年当たり国内120万円、国外240万円を上限）を記載

を

- 「注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
3 県内企業等とは、広島県未来チャレンジ資金貸付規則第3条第2号に規定するものをいう。
4 希望貸付額の欄には、入学金、授業料、入学時に転居した場合の住居の賃借料の額及び合計額（ただし、広島県未来チャレンジ資金貸付規則第4条第1項又は第2項に記載の額を上限）を記載

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の広島県未来チャレンジ資金貸付規則による貸付けの決定については、なお従前の例による。